

[事案 30-168] 新契約無効請求

・平成 31 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

変額保険の運用額から控除される諸費用の割合について誤信していたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 11 月に代理店を通じ契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 資産形成を大きく謳った商品であるので、同額の投資信託商品との比較において、月額保険料から控除される諸費用は多くても 10%程度と思っていたが、実際は約 20%であった。
- (2) 諸費用の額が契約時に決まらず、運用開始 1 か月後になって分かる商品性には問題がある。
- (3) 募集人に対し、契約の目的は資産形成であって死亡保障は不要と伝えていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書において、諸費用のうち運用関係費や投資信託の報酬率など表示できる費用は可能な限り記載しているため、控除割合は契約前に概算できる。一方、募集人は、保険料から控除される諸費用の割合が 10%程度であるとは説明していない。
- (2) 運用額や取引量次第で変動する等の理由により、諸費用の金額をあらかじめ示すことは商品の仕組み上不可能である。
- (3) 商品パンフレットや設計書に死亡保障に関する記載があるとおり、申立人は死亡保障があることを認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、毎月の保険料から控除される諸費用の割合が 10%程度であると誤信していた等とは認められず、また、本契約の説明等に関して募集人に落ち度があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。